



# Taxavy日本語版 2019年度税制改正案

2018年11月4日



マレーシアの2019年度税制改正案の概要をお伝えいたします。  
(改正法案公表前の予算演説に基づく内容です。)

**pwc**

# 改正案のハイライト

輸入サービスに対するサービス税の課税

1

欠損金や固定資産に係る税務上の控除の未使用額の繰越年数の制限

2

特別自主開示プログラム

3

不動産利得税の税率の引き上げ

4

不動産の譲渡に係る印紙税の税率の引き上げ

5

輸入サービスに対して、サービス税が適用されます。[⇒9ページ](#)

(国内事業者向けは 2019年1月1日から、国内消費者向けは2020年1月1日から適用開始)

事業損失から生じた欠損金や固定資産に係る税務上の控除(税務上の減価償却 (CA)、再投資控除 (RA)、投資税額控除 (ITA) など) の繰越については、これまで年数の制限がありませんでしたが、7年間の制限が設けられます。[⇒4ページ](#)  
(2019課税年度から)

過去の税務申告に係る自主開示(過去の法人税、不動産利得税、印紙税に係る無申告や誤りの自主修正)に係るペナルティが以下の期間軽減されます。ただし、その後は引き上げられます。[⇒4ページ](#)  
(2018年11月3日から2019年6月30日まで)

取得後5年経過後の譲渡に係る不動産利得税(RPGT)の税率が5%引き上げられます。[⇒11ページ](#)  
(2019年1月1日から適用)

不動産の譲渡に係る印紙税について、譲渡対価(または市場価格)がRM100万を超える部分に対する税率が3%から4%に引き上げられます。[⇒11ページ](#)  
(2019年1月1日から適用)

# 目次

<b>1. 法人税 - Corporate Tax</b>	4
● 欠損金及び各種控除の繰越期間の制限	
● 特別自主開示プログラム	
● 中小企業 (SME) の法人税率の引き下げ	
● グループ・リリーフの見直し	
<b>2. 優遇税制 - Tax Incentives</b>	6
● インダストリー4.0対応のアセスメントのための費用の損金算入	
● インダストリー4.0のベンダー開発プログラム (I4.0 VDP) の実施に係る二重控除	
● 人材開発に対する税制優遇措置	
● 環境対応のプラスチックの生産に係るパイオニア・ステータスまたは投資税額控除 (ITA)	
● 高齢者や元受刑者の雇用に係る二重控除	
● 環境技術に係る投資税額控除の拡大	
● プリンシパル・ハブの優遇措置の拡充	
● ラブアン国際金融センター (Labuan IBFC) に係る取扱いの変更	
<b>3. 売上税およびサービス税 - Sales and Services Taxes (SST)</b>	9
● 輸入サービス (オンライン・サービスを含む) に対するサービス税	
● サービス税の二重課税を緩和するための、特定課税取引に対する課税免除	
● 売上税コスト負担の縮小のための控除システムの導入	
● 糖分を含む清涼飲料に対する物品税 (Excise duty)	
<b>4. 個人所得税 - Personal Tax</b>	10
● EPF拠出と生命保険料に係る所得控除の分割	
● 60歳以上の従業員のEPFに係る雇用主拠出率の引き下げ	
<b>5. その他の税制 - Other Taxes</b>	11
● 不動産利得税 (RPGT) の税率の引上げ	
● RM100万以上の不動産の譲渡に係る印紙税率の引上げ	

# 1. 法人所得税 - Corporate Tax

## 欠損金及び各種控除の繰越期間の制限

### 未使用の欠損金と税額控除

現行	提案
<p>現在、以下の欠損金や税額控除の繰越には、期限の制限が設けられていません(各課税年度における使用限度額には制限があるのが通常です)。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>未使用的事業損失および税務上の減価償却費(CA)</li><li>未使用的再投資控除(RA) やサービス部門の投資控除(IASS)</li><li>パイオニア期間終了後に未使用的パイオニアの損失や投資税額控除(ITA)の期間終了後に未使用的ITA</li></ul>	<p>下記の欠損金と各種控除に、繰越期間の期限を設けることが提案されました。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>当年度において発生した未使用的事業損失および税務上の減価償却費(CA): 当該課税年度から7課税年度</li><li>未使用的再投資控除(RA)とサービス部門の投資控除(IASS): 適格期間の終了から7課税年度</li><li>未使用的パイオニア損失と投資税額控除(ITA): パイオニア期間やITA期間の終了から7課税年度</li></ul> <p>(2019課税年度以降適用)</p>

### 特別自主開示プログラム

納税者が行う以下に関する自主開示(修正申告・期限後申告)が特別自主開示プログラムの対象になります。

- 所得の無申告/過少申告、経費の過大計上/損金不算入、控除や損金算入およびリベートの過大計上
- 不動産や不動産主体会社の株式の譲渡から生じた利益
- 過去に印紙税を納付していない文書

特別自主開示プログラムのもと、2018年11月3日から2019年6月30日までの間、納税者は以下の通り低いペナルティ率を享受できます。

時期	税額に係るペナルティ率(%)
2018年11月3日から2019年3月31日まで (2019年4月1日までに全額納付)	10%
2019年4月1日から2019年6月30日まで (2019年7月1日までに全額納付)	15%

(2018年11月3日から2019年6月30日までの期間に適用)

2019年6月30日より後の自主開示(修正)の場合、80%から300%のペナルティ率が適用されます。

# 1. 法人所得税 - Corporate Tax

## 中小企業 (SME) の法人税率の引き下げ

中小企業の法人税率を以下の通り変更する改正案が出されました。

課税所得	現行の税率 (%)	改正後の税率 (%)
RM500,000までの部分	18	17
RM500,000超の部分	24	24

\* 中小企業 (SME) とは、親会社を含め、払込資本がRM2.5百万未満の会社、または出資総額がRM2.5百万未満の有限責任組合のことといいます。(2019課税年度以降適用)

## グループ・リリーフの見直し

現行	提案
<ul style="list-style-type: none"><li>会社は、一定の条件の充足を前提として、最初の12ヶ月間の年度以降の課税期間から、発生した損失を同一グループの関連会社に譲渡することができる。</li><li>未使用的投資税額控除または未使用的パイオニア損失を持つ会社は、優遇措置期間終了後に、グループ・リリーフを適用することができる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>会社は、営業を開始してから12ヶ月経過して初めて、損失を譲渡することが認められる。また、損失の譲渡は、連続する3課税年度に限定される。</li><li>未使用的投資税額控除残高または未使用的パイオニア損失残高を有する会社は、グループ・リリーフを利用することができない。</li></ul>

(2019課税年度以降適用)

## 2. 優遇税制 - Tax incentives

### インダストリー4.0 (Industry4WRD)

#### (1) インダストリー4.0対応のアセスメントのための費用の損金算入

Malaysian Productivity Corporation (MPC)に支払ったI4.0-RAに関する支出のうち、RM27,000までの金額が損金算入できます。

\*I4.0-RAとは、企業のインダストリー4.0への対応状況とその現在の能力、およびインダストリー4.0の技術への移行に向けた可能性を評価する包括的な評価プロセスを指します。

(2019課税年度から2021課税年度まで適用)

#### (2) インダストリー4.0のベンダー開発プログラム (I4.0 VDP) の実施に係る二重控除

インダストリー4.0のベンダー開発プログラムを実施するアンカー企業において発生する営業費用の二重控除。

二重控除の対象となる営業費用は、次の通りです。

- 製品開発
- ベンダー企業の能力向上
- ベンダー企業のスキルアップのためのトレーニング

二重控除の対象となる営業費用は通商産業省 (MITI) の認証を受ける必要があり、各課税年度の上限額はRM1,000,000で連続する3課税年度にわたり適用されます。

(2019年1月1日から2021年12月31日までの間に、MITIと基本契約書 (MOU) を締結したアンカー企業が対象)

#### (3) 人材開発に対する税制優遇措置

控除の種類	適用要件	適用時期
エンジニアリングやテクノロジーの分野の以下のいずれかのレベルで学ぶマレーシアの学生に対して企業が提供した奨学金の二重控除 ● 技術・職業訓練学校 ● 修士・学位	対象となる学生の要件： ● マレーシアの居住者であるマレーシア人 ● 全日制の課程で学んでいる ● 自身が財力を有していない ● 親か保護者の合計所得が月RM8,000以下	2019課税年度から2021課税年度まで
国家二重訓練システム (NDTS) のインダストリー4.0のプログラムに参加している企業において発生する費用の損金算入	● 人的資源省 (MoHR) の承認を受けたプログラムであること  ● 新課程が教育省(MoE)の認証を受けること	2019年1月1日から2019年12月31日に実施されたプログラム
新たなインダストリー4.0およびエンジニアリングに関する課程を開発した私立高等教育機関において発生した費用の損金算入	● マレーシア投資開発庁 (MIDA) の承認を受けた訓練プログラムであること	2019課税年度から2021課税年度まで
インダストリー4.0に係る従業員の技術的スキルの向上・開発のための訓練プログラムのために企業において発生した費用の二重控除	● 人的資源省(MoHR)の承認を受けたインターンシッププログラムであること	2019年1月1日から2019年12月31日までに、対応評価プラン(Readiness Assessment Intervention Plan)に参画している企業
エンジニアリングと技術分野の学部生を対象とするインターンシッププログラムのために企業において発生した費用の二重控除	● 人的資源省(MoHR)または教育省(MoE)が寄贈について認証していること	2019課税年度から2021課税年度まで
技術開発センターや工科大学、職業訓練大学に企業が寄贈した装置や機械設備の損金算入		2019年1月1日から2021年12月31日までに行われた寄贈

## 2. 優遇税制 - Tax incentives

### 環境対応のプラスチックの生産に係るパイオニア・ステータスまたは投資税額控除 (ITA)

バイオ樹脂とバイオポリマーを利用した環境に優しいプラスチックを生産する企業には、以下の優遇措置のいずれかが5年間付与されます。

- i. パイオニア・ステータス - 法定所得の70%の免税
- ii. 適格資本的支出に係る60%の投資税額控除(ITA)

(発表時点で適用時期は未定)

### 高齢者や元受刑者の雇用に係る二重控除

月額給与RM4,000以下で市民権を有する高齢者 (60歳以上) または元受刑者をフルタイム雇用した雇用者は、その報酬について二重控除を適用することができます。

(2019課税年度から2020課税年度まで)

## 2. 優遇税制 - Tax incentives

現行の優遇措置	提案
<b>1 環境技術に係る投資税額控除の拡大</b>	
以下の9点のMyHijauの一覧に記載されている環境技術関連の固定資産が投資税額控除(ITA)の対象になっています。	ITAが認められる環境技術資産のリストが、9から40に拡大されることが提案されました。 (発表時点では適用時期は未定)
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 高効率型変圧器 (最大33kV)</li><li>2. 太陽光発電の空調装置/システム</li><li>3. 熱エネルギー貯蔵装置/システム</li><li>4. 可変風量制御 (VAV) 装置/システム</li><li>5. 可変冷媒流量制御 (VRV) 装置/システム</li><li>6. 電動バイク/スクーター</li><li>7. 電動バス</li><li>8. 電動MPV / トラック</li><li>9. 電気自動車 (EV) 充電装置/システム</li></ol>	
<b>2 プリンシバル・ハブの優遇措置の拡充</b>	
国外3~5カ国を対象にマレーシアで域内ビジネスやグローバルビジネスの統括拠点としてのサービスを提供する企業は、一定の条件のもと、以下のとおり5年間の所得税減免が認められます (承認を得ればさらに5年間延長)。	既存のプリンシバル・ハブ適用会社による投資を促進するため、5年間、プリンシバルハブの活動に関連する法定所得に係る10%の軽減税率を認めることができます。 (発表時点で、適用時期は未定)
<ul style="list-style-type: none"><li>• 新設会社の場合 - 事業規模に関する各種条件に基づくティア1、2、3の区分ごとに、0%、5%、10%の法人税率</li><li>• 既存の会社の場合 - 価値増加部分の所得が免税</li></ul>	
<b>3 ラブアン国際金融センター (Labuan IBFC) に係る取扱いの変更</b>	
1990年ラブアン事業活動税法に基づき以下の条件のもと、ラブアン事業活動は、3%の税率による課税または年RM20,000の課税が選択できます。	<ul style="list-style-type: none"><li>• 年RM20,000の課税の廃止</li><li>• 現行の左記の条件の廃止</li><li>• 以下の新条件/制限が課されます。<ol style="list-style-type: none"><li>a) ラブアンで実施されるラブアンIBFC活動は、ラブアンIBFCの委員会が決定する実体的な条件に従うこと</li><li>b) ラブアン事業体が保有する知的資産からの収入は、1967年所得税法における税率で課税を受ける</li><li>c) ラブアン企業と取引するマレーシア居住者の費用に係る損金算入は、3%の制限を受ける</li></ol></li></ul>
	(2019年1月1日から適用)

### 3. 売上税およびサービス税 - Sales and Service Tax (SST)

#### 輸入サービス (オンラインサービスを含む) に対するサービス税の導入 (マレーシアの企業及びマレーシアの消費者に対する輸入サービスに係るサービス税)

現在、マレーシア国外の企業がマレーシアの企業に提供する課税サービス (輸入サービス) にはサービス税が課されていません。同様のサービスを提供する国内事業者との公平性を図るために、輸入課税サービスにサービス税が適用されることが提案されました。

また、マレーシアの消費者に対しても、マレーシア国外の企業が提供する課税サービス (輸入サービス) にも現在はサービス税が課されていません。上記の同様の趣旨により、オンラインサービス (ソフトウェアや音楽、動画のダウンロードやオンライン広告など) を含む輸入課税サービスに対してサービス税が適用されることが提案されました。

発表時点で課税メカニズムの詳細は示されていませんが、マレーシアの企業に対する輸入課税サービスに対する課税は、2019年1月1日から開始されることとされています。他方、マレーシアの消費者に対する輸入サービスに対する課税は、2020年1月1日から適用されることが提案されています。

#### サービス税の二重課税を緩和するための、特定課税取引に対する課税免除

現在のサービス税制では、サービス税登録事業者は、他のサービス税登録者から課税サービスを受ける際にサービス税を負担することになります。これにより、サプライチェーンを通じてサービス税が各段階で発生し事業コストが増加する (サービス税の二重課税) という問題が生じています。

これを受け、サービス税登録事業者間の特定の取引に係るサービス税の免除が提案されました。

(2019年1月1日から適用)

#### 売上税コスト負担の縮小のための控除システムの導入

小規模の登録製造業者は、一般に購入量が少ないため、他の登録製造業者から直接原材料や部品を購入していません。この場合、小規模事業者は、売上税の登録をしていない販売会社から購入することになり、その結果、売上税コスト込みで販売会社から購入することになります。このような状況では、売上税の免除を受ける余地がなく、小規模の登録製造業者にとっては税コスト負担の増加につながります。

これを踏まえ、小規模製造業者が購入した材料等の費用の一部を名目上の売上税額として控除できるメカニズムの導入が提案されました。これにより小規模登録製造業者にとっては事業コストの削減が期待できる一方で、事務負担の増大が予想されます。

(2019年1月1日から適用)

#### 糖分を含む清涼飲料に対する物品税 (Excise duty) の導入

糖分含有量の高い飲食食品の摂取が糖尿病の原因の一つとされていることを受け、糖尿病患者の増加を抑制するために、以下の飲料に1リットルあたりRM0.40の物品税を課すことが提案されました。

- 100mlあたり12g超の糖分を含む果実飲料や野菜飲料などのジュース類 (関税コード20.09)
- 100mlあたり5g超の砂糖が添加された上記以外の清涼飲料 (関税コード22.02)

(2019年4月1日から適用)

## 4. 個人所得税 - Personal Tax

### EPF拠出と生命保険料に係る所得控除の分割

EPF拠出、生命保険料、タカフル拠出に係る所得控除の上限が、現行の計RM6,000から、以下のように分けて計RM7,000に変更することが提案されました。

1. EPF – RM4,000
2. タカフルおよび生命保険料 – RM3,000

年金制度の公務員の場合、タカフルへの拠出金および生命保険料の支払いに係る所得控除はRM7,000が上限となります。

(2019課税年度以降適用)

### 60歳以上の従業員に係るEPFの雇用者拠出率の引き下げ

60歳以上の従業員に係るEPFの雇用者拠出率を6%から4%に引き下げることが提案されました。また、従業員自身の拠出義務はなくなります。

(2019年1月1日以降適用)

## 5. その他の税制 - Other Taxes

### 不動産利得税(RPGT)の税率の引上げ

不動産または不動産主体会社の株式を取得後5年経過後に譲渡する場合の税率が、以下のとおり引き上げられます。

- 会社、個人(国民・永住権者以外)による譲渡 - 5%から10%に引上げ
- 個人(国民・永住権者)による譲渡 - 0%から5%に引上げ(低廉住宅をRM200,000以下で譲渡する場合は免税)

譲渡までの期間	税率		
	会社	個人 (国民・永住権者)	個人 (国民・永住権者以外)
3年以内	30%	30%	30%
3年超4年以内	20%	20%	30%
4年超5年以内	15%	15%	30%
<b>5年超</b>	<b>5% ⇒ 10%</b>	<b>0% ⇒ 5%</b>	<b>5% ⇒ 10%</b>

(2019年1月1日から適用)

### RM100万以上の不動産の譲渡に係る印紙税率の引上げ

不動産の譲渡価格/市場価値	印紙税の税率	
	現行	提案
RM100,000までの部分	1%	1%
RM100,0001 - RM 500,000の部分	2%	2%
RM 500,001 - RM1,000,000の部分	3%	3%
<b>RM1,000,001以上の部分</b>	<b>3%</b>	<b>4%</b>

(2019年1月1日から適用)

# PwC Budget 2019 Seminar

(英語セミナー)

## Kuala Lumpur

Date:	13 November 2018
Venue:	Connexion @ The Vertical, Bangsar South, Kuala Lumpur
Contact:	Fazlina Jaafar / Fiona Ren
Email:	<a href="mailto:events.info@my.pwc.com">events.info@my.pwc.com</a>

Online registration:  
<http://bit.ly/PwCBudget2019Seminar>

## Johor Bahru

Date:	15 November 2018
Venue:	DoubleTree by Hilton, Johor Bahru
Contact:	Brenda Beh / Chew Yiann +60(7) 218 6000
Email:	<a href="mailto:brenda.hk.beh@pwc.com">brenda.hk.beh@pwc.com</a> <a href="mailto:evonne.t.teoh@pwc.com">evonne.t.teoh@pwc.com</a>

## Penang

Date:	16 November 2018
Venue:	G Hotel, 168A Persiaran Gurney
Contact:	Ann Yew / Ong Bee Ling +60(4) 238 9291 / +60(4) 238 9170
Email:	<a href="mailto:siew.lay.yew@pwc.com">siew.lay.yew@pwc.com</a> <a href="mailto:bee.ling.ong@pwc.com">bee.ling.ong@pwc.com</a>

## Melaka

Date:	22 November 2018
Venue:	DoubleTree by Hilton, Melaka
Contact:	Roslena Yaakup / Lydia Chue Soh Lin +60(6) 283 6169
Email:	<a href="mailto:roslena.yaakup@pwc.com">roslena.yaakup@pwc.com</a> <a href="mailto:lydia.s.chue@pwc.com">lydia.s.chue@pwc.com</a>

# Connect with us

## Kuala Lumpur

**Jagdev Singh**  
jagdev.singh@pwc.com  
+60(3) 2173 1469

## Labuan

**Jennifer Chang**  
jennifer.chang@pwc.com  
+60(3) 2173 1828

## Corporate Tax Compliance & Advisory

### Consumer & Industrial Product Services

**Margaret Lee**  
margaret.lee.seet.cheng@pwc.com  
+60(3) 2173 1501

**Steve Chia**  
steve.chia.siang.hai@pwc.com  
+60(3) 2173 1572

### Emerging Markets

**Fung Mei Lin**  
mei.lin.fung@pwc.com  
+60(3) 2173 1505

### Energy, Utilities & Mining

**Lavindran Sandragasu**  
lavindran.sandragasu@pwc.com  
+60(3) 2173 1494

### Financial Services

**Jennifer Chang**  
jennifer.chang@pwc.com  
+60(3) 2173 1828

### Technology, Media, and Telecommunications

**Heather Khoo**  
heather.khoo@pwc.com  
+60(3) 2173 1636

## Penang & Ipoh

**Tony Chua**  
tony.chua@pwc.com  
+60(4) 238 9118

## Johor Bahru

**Benedict Francis**  
benedict.francis@pwc.com  
+60(7) 218 6000

## Specialist services

### GST / Indirect Tax

**Raja Kumaran**  
raja.kumaran@pwc.com  
+60(3) 2173 1701

**Yap Lai Han**  
lai.han.yap@pwc.com  
+60(3) 2173 1491

**Chan Wai Choong**  
wai.choong.chan@pwc.com  
+60(3) 2173 3100

### International Tax Services / Mergers and Acquisition

**Frances Po**  
frances.po@pwc.com  
+60(3) 2173 1618

### Transfer Pricing

**Jagdev Singh**  
jagdev.singh@pwc.com  
+60(3) 2173 1469

### Dispute Resolution

**Tai Weng Hoe**  
weng.hoe.tai@pwc.com  
+60(3) 2173 1600

### Tax Reporting & Strategy

**Pauline Lum**  
pauline.ml.lum@pwc.com  
+60(3) 2173 1059

## Melaka

**Benedict Francis**  
benedict.francis@pwc.com  
+60(7) 218 6000

**Au Yong**  
paik.hup.au@pwc.com  
+60(6) 283 6169

## International Assignment Services

**Sakaya Johns Rani**  
sakaya.johns.rani@pwc.com  
+60(3) 2173 1553

**Hilda Liow**  
hilda.liow.wun.chee@pwc.com  
+60(3) 2173 1638

## Corporate Services

**Lee Shuk Yee**  
shuk.yee.x.lee@pwc.com  
+60(3) 2173 1626

## Japanese Business Consulting

**Yuichi Sugiyama**  
yuichi.sugiyama@pwc.com  
+60(3) 2173 1191

**Clifford Yap**  
clifford.eng.hong.yap@pwc.com  
+60(3) 2173 1446

## China Desk

**Lorraine Yeoh**  
lorraine.yeoh@pwc.com  
+60(3) 2173 1499

## Tax Technology

**Yap Sau Shiung**  
sau.shiung.yap@pwc.com  
+60(3) 2173 1555

**TaxAvvy** is a newsletter issued by PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. Whilst every care has been taken in compiling this newsletter, we make no representations or warranty (expressed or implied) about the accuracy, suitability, reliability or completeness of the information for any purpose. PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd, its employees and agents accept no liability, and disclaim all responsibility, for the consequences of anyone acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it. Recipients should not act upon it without seeking specific professional advice tailored to your circumstances, requirements or needs.

© 2018 PricewaterhouseCoopers Taxation Services Sdn Bhd. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" and/or "PwC" refers to the individual members of the PricewaterhouseCoopers organisation in Malaysia, each of which is a separate and independent legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.